

長期収載品の選定療養費について

令和6年度の診療報酬改定に基づき、令和6年10月から長期収載品(後発医薬品のある先発医薬品)を患者さんの希望で使用する際に、選定療養費として患者さんの自己負担が発生します。

○選定療養費の対象となる場合

- ・ 院外処方
- ・ 院内処方(注射薬剤除く)

○選定療養費の対象となる医薬品について

- ・ 後発医薬品が発売され、5年以上経過した先発医薬品(準先発医薬品を含む)
- ・ 後発医薬品への置き換え率が50%以上の先発医薬品

参考)後発医薬品のある先発医薬品(長期収載品)の選定療養について | 厚生労働省 ([mhlw.go.jp](https://www.mhlw.go.jp))

○対象から除外される場合

- ・ 医師が医療上の必要性があると判断した場合
- ・ 在庫状況等により、後発医薬品の提供が困難な場合
- ・ バイオ医薬品
- ・ 入院患者さんへの処方(退院時処方含む)

○自己負担額について

- ・ 長期収載品(先発医薬品)の薬価と後発医薬品の最高価格帯との価格差の4分の1

※選定療養費は保険給付ではないため、公費の適用外です。

※選定療養費は消費税10%の課税対象です。